

提案条例説明資料

令和5年9月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第45号
2	題名	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市美術品等収集委員会について、所期の目的を達成したことに伴い、当該委員会を廃止するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>附属機関の設置等について定める別表から次の附属機関を削る。</p> <p>(1) 名称 浜田市美術品等収集委員会</p> <p>(2) 担任事項</p> <p>教育委員会の諮問に応じ、美術品その他の芸術、歴史及び民俗に関する資料の収集に関し必要な事項を審議すること。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>浜田市美術品等収集委員会委員の報酬に係る規定を削る。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第46号
2	題名	浜田市立小中学校条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市立雲雀丘小学校及び浜田市立第四中学校を令和6年3月末で閉校することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 小学校の設置について定める表から次の小学校を削る。(別表関係) 浜田市立雲雀丘小学校 浜田市原井町1045番地</p> <p>2 中学校の設置について定める表から次の中学校を削る。(別表関係) 浜田市立第四中学校 浜田市内田町1050番地</p>
5	施行期日等	令和6年4月1日
6	備考	<p>閉校する小中学校の統合先は、次のとおりです。</p> <p>(1) 雲雀丘小学校 ⇒ 原井小学校</p> <p>(2) 第四中学校 ⇒ 第三中学校</p>

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第47号
2	題名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市立雲雀丘小学校の閉校に併せ、同校に設置している若潮学級放課後児童クラブを閉所することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	放課後児童クラブの設置について定める表から次の放課後児童クラブを削る。(第2条関係) 若潮学級放課後児童クラブ 浜田市原井町 1045 番地
5	施行期日等	令和6年4月1日
6	備考	閉所する若潮学級放課後児童クラブの統合先は、次のとおりです。 ふたば学級放課後児童クラブ (浜田市立原井小学校)

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第48号
2	題名	浜田市雇用促進住宅条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市雇用促進住宅を民間譲渡することに伴い、条例を廃止するものです。
4	概要	<p>浜田市雇用促進住宅条例は、廃止する。</p> <p>(施設の表示)</p> <p>(1) 小福井団地 浜田市熱田町 456 番地 3</p> <p>(2) 国府団地 浜田市国分町 1749 番地 33</p> <p>(3) 内田団地 浜田市内田町 1041 番地 4</p> <p>(4) 金城団地 浜田市金城町七条イ 940 番地 18</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 経過措置 施行日の前日までに、廃止前の条例の規定により納付し、又は負担することとされた家賃及び駐車料金並びに共益費その他の費用については、廃止前の条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第49号
2	題名	浜田市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	空家等対策の推進に関する特別措置法（法）の一部が改正され、引用している条項が変更となったことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	引用条項の変更（第9条関係） 法第7条第1項 ⇒ 法第8条第1項
5	施行期日等	公布の日又は法の一部改正の施行日のいずれか遅い日
6	備考	施行期日について、法の一部改正は政令で定める日から施行することとされていることから、この条例を公布する日が当該政令で定める日の前後いずれになっても対応できるよう規定しています。